

平成 16 年（行ウ）第 43 号 公金支出差止等請求住民訴訟事件
 原告 秋山博 外 18 名
 被告 群馬県知事 外 1 名

準 備 書 面 (17)

平成 20 年 2 月 29 日

前橋地方裁判所民事第 2 部合議係 御中

被告両名訴訟代理人弁護士

伴 義聖



被告群馬県知事指定代理人

角田 修一



同

新井 敏



同

村上 行正



同

奥野 幸二



同

齊藤 一之



同

五鬼田伊佐央



同

田口 伸也



同

木村 芳雄



同

荒井



同

後藤



同

桐生利一



同

桑子悦子



被告群馬県企業管理者指定代理人

小倉豊人



同

武井公仁



同

内田



同

高橋知



原告らは、その準備書面（12）において、利水の問題に関する被告らの準備書面（10）に対し反論を行い、併せて利水面における原告らの従前の主張を補充している。これに対して被告らは、その準備書面（14）で、反論を行っている。

被告らは、準備書面（14）第7（18頁）で述べたとおり、政策論争にこれ以上深入りする予定はないが、被告ら準備書面（10）及び同（14）を補充するため、本書面において、初めに群馬県の水道用水等の供給の全体像とその中の水源としてのハッ場ダムの位置付けを明示し、その上でハッ場ダム建設事業への参画の必要性を説明する。

第1 群馬県の水道用水等の供給について

1 群馬県の水道事業の概要

平成17年度末現在の群馬県における水道普及率は、平成17年度水道統計施設・業務編（平成17年4月1日～平成18年3月31日）によれば、99.3%で、上水道（計画給水人口が5000人を超える水道）が35、簡易水道（計画給水人口が101人以上5000人以下の水道）が226、専用水道（実際に給水を行っている人口が101人以上の自家用水道又は一日最大給水量が20立方メートルを超えるもの）が123あり、これらのうち、上水道が県全体の現在給水人口（200万4913人）の約93.6%を占めている（乙229号証111・112頁）。

上水道事業については、県内39市町村のうち31市町村が経営し、一般県民の需要に応じて水道水を供給している。当該31市町村が上水道事業を経営するために確保している水源には、地表水（ダム直接、ダム放流、湖沼水、表流水（自流））、地下水等（伏流水、浅井戸水、深井戸水、その他）及び群馬県企業局が経営する水道用水供給事業からの浄水の受水がある。

上水道事業は基本的に市町村がその行政区域内の住民の需要に応じて水道により水を供給するため水道事業を経営することになるが、個々の市町村の経営する水道事業では、水源の確保や取水・導水施設、浄水施設等の施設整備に多額の経費が必要になる等の困難な問題がある。これらの諸問

題を解決するため、群馬県では、昭和52年の水道法改正で制度化された広域的水道整備計画を導入し、水道事業者である市町村からの要請に基づき、群馬県が広域的水道整備計画を策定し、これに基づき、群馬県企業局が地方公営企業として広域水道用水供給事業を経営することとし、各市町村の水道事業者に水道用水を供給している。

2 県内の上水道事業について

県内の上水道事業では、31市町村が35事業を経営している。複数経営事業の内訳は、渋川市で4事業（旧渋川地区水道事業、旧子持地区水道事業、旧北橘地区水道事業、旧伊香保地区水道事業）、みなかみ町で2事業（旧月夜野地区水道事業、旧水上地区水道事業）である。

上水道事業のうち、群馬県企業局が経営する4つの水道用水供給事業（県央第一水道、県央第二水道、新田山田水道、東部地域水道）からの浄水の受水をしている市町村は17市町村であり、自己水源のみの市町村は、14市町村である。

これら県内の上水道事業の水源は、平成17年度水道統計施設・業務編（平成17年4月1日～平成18年3月31日）によれば、地表水（ダム直接、ダム放流、湖沼水、表流水（自流））54万7486立方メートル／日、地下水等（伏流水、浅井戸水、深井戸水、その他）62万9162立方メートル／日、浄水の受水43万995立方メートル／日である（乙229号証738・739頁）。また、県全体の計画給水人口は、219万5955人（乙229号証113頁）で、計画一日最大給水量は、152万7682立方メートル／日（乙229号証1132頁）である。

3 群馬県企業局の広域水道用水供給事業

群馬県企業局が行う4つの水道用水供給事業の中で、ハッ場ダムを水源の1つとしているのは、東部地域水道用水供給事業及び県央第二水道用水供給事業の2つである。

（1）東部地域水道用水供給事業については、最大計画給水量4万750立方メートル／日で、東部地域の7市町（太田市、館林市、板倉町、明和町、千代田町、大泉町、邑楽町）に対して給水を行っている。

水源は、計画取水量4万4000立方メートル／日（0.510立方

メートル／秒) の全量をかんがい期は広桃用水転用、非かんがい期は八ツ場ダムに求めている(被告ら準備書面(10)10頁)。

なお、現在八ツ場ダムにおける参画水量4万4000立方メートル／日(0.510立方メートル／秒)のうち3万7000立方メートル／日(0.428立方メートル／秒)の暫定豊水水利権許可を得て給水を行っている(被告準備書面(10)10頁)。

(2) 県央第二水道用水供給事業については、最大計画給水量14万6000立方メートル／日で、県央地域の6市町村(前橋市、桐生市、伊勢崎市、渋川市、富士見村、玉村町)に対して給水を行っている。

水源は、計画取水量15万9000立方メートル／日(1.840立方メートル／秒)のうち、3万立方メートル／日(0.350立方メートル／秒)をかんがい期は矢木沢ダム、非かんがい期は奈良俣ダムに、12万9000立方メートル／日(1.490立方メートル／秒)をかんがい期は広桃用水転用、非かんがい期は八ツ場ダムに求めている(被告ら準備書面(10)10頁)。

現在、既に完成している奈良俣ダムにおける3万立方メートル／日(0.350立方メートル／秒)の水源では不足が生じているため、建設中である八ツ場ダムにおける参画水量12万9000立方メートル／日(1.490立方メートル／秒)のうち4万9000立方メートル／日(0.564立方メートル／秒)の暫定豊水水利権許可を得て給水を行っている(被告ら準備書面(10)10頁)。

(3) なお、群馬県においては、東部地域水道用水供給事業及び県央第二水道用水供給事業のほか、矢木沢ダム及び奈良俣ダムを水源として前橋市ほか3市町村に用水供給を行っている県央第一水道用水供給事業と、奈良俣ダム及び四万川ダムを水源として太田市ほか1市に用水供給を行っている新田山田水道用水供給事業がある。

4 群馬県企業局の工業用水道事業

群馬県企業局が行う2つの工業用水道事業の中で、八ツ場ダムを水源の1つとしているのは、東毛工業用水道事業である。

(1) 東毛工業用水道事業は、給水能力12万8500立方メートル／日で、

8市町（太田市、伊勢崎市、館林市、板倉町、明和町、千代田町、大泉町、邑楽町）を給水区域として平成18年度は88社96工場に対して給水を行っている。

水源は、計画取水量13万8200立方メートル／日（1.600立方メートル／秒）のうち、5万2000立方メートル／日（0.600立方メートル／秒）を草木ダム（通年）に、5万6000立方メートル／日（0.650立方メートル／秒）をかんがい期は広桃用水転用、非かんがい期は奈良俣ダムに、3万200立方メートル／日（0.350立方メートル／秒）をかんがい期は広桃用水転用、非かんがい期はハッ場ダムに求めている（被告ら釈明書3頁）。

現在、既に完成している草木ダム及び奈良俣ダムにおける10万800立方メートル／日（1.250立方メートル／秒）の水源では不足が生じているため、建設中であるハッ場ダムにおける参画水量3万200立方メートル／日（0.350立方メートル／秒）のうち1万8000立方メートル／日（0.208立方メートル／秒）の暫定豊水水利権許可を得て（被告ら釈明書3頁）88社96工場に対して給水を行っている。

（2）なお、群馬県においては、東毛工業用水道事業のほか、渋川市ほか3市町を給水区域としている渋川工業用水道事業がある。

第2 ハッ場ダム建設事業への参画の必要性について

1 県央第二水道用水供給事業及び東部地域水道用水供給事業の現状について

本準備書面3頁で述べたように、ハッ場ダムを水源としている水道用水供給事業は、群馬県企業局が経営している県央第二水道用水供給事業及び東部地域水道用水供給事業の2つである。

被告ら準備書面（1）12・13頁で述べたように、県央第二水道用水供給事業及び東部地域水道用水供給事業は、県央地域及び東部地域の市町村長等から「広域的水道整備計画策定の要請書」（乙28号証及び乙30号証）が提出され、県央地域については昭和52年度に、東部地域につい

ては昭和60年度に、市町村議会の同意及び県議会の同意を得て、群馬県がそれぞれの広域的水道整備計画(乙29号証及び乙31号証)を策定し、これらの広域的水道整備計画に基づき事業化されたものである。

当該広域的水道整備計画における水源については利根川地表水の開発(東部地域広域的水道整備計画においては、ハッ場ダムと明記)によりその確保を図ることとしており、群馬県知事は、昭和60年11月にハッ場ダムの使用権の設定を申請し(乙233・234号証)、その後、建設大臣(現国土交通大臣)からハッ場ダム建設に関する基本計画作成について意見を求められ、昭和61年3月に群馬県議会の議決を得て同意し、ハッ場ダムに1日最大26万900立方メートル(3.020立方メートル/秒)参画することとしたものである(乙11号証)。

その後、水需要の減少に伴い必要な見直しを行い、平成15年11月にハッ場ダムの使用権の変更を申請し(乙235号証)、平成16年9月のハッ場ダム建設に関する基本計画の第2回変更(乙13号証)に際し、参画水量を1日最大26万900立方メートル(3.020立方メートル/秒)から1日最大17万2800立方メートル(2.000立方メートル/秒)に減量した。

このように、県央第二水道用水供給事業及び東部地域水道用水供給事業は、ハッ場ダムに上記17万2800立方メートル/日(2.000立方メートル/秒)を水道用水供給事業の水源の一部として確保し(県央第二水道事業12万9000立方メートル/日(1.490立方メートル/秒)、東部地域水道事業4万4000立方メートル/日(0.510立方メートル/秒))、既に暫定豊水水利権8万6000立方メートル/日(県央第二水道事業4万9000立方メートル/日(0.564立方メートル/秒)、東部地域水道事業3万7000立方メートル/日(0.428立方メートル/秒))を取得して利根川から取水し、本準備書面4・5頁で述べたように(上記の水量は取水量であり、4・5頁で述べた給水量は企業局における取水から給水に至る損失水量を見込んだもの)、平成19年3月現在で前橋市など県央地域の6市町村及び太田市など東部地域の7市町の県民のために水道用水を供給している。

県央第二水道事業の平成18年度の水道事業者との協定水量は5万2249立方メートル／日であり、ハッ場ダムを除いた水源3万立方メートル／日（0.350立方メートル／秒）を既に上回っており、また、東部地域水道は水源の全量をハッ場ダムに依存しているため、それぞれハッ場ダムによる水源手当が必要不可欠となっている。

前述したとおり、現在いずれの事業も暫定豊水水利権許可を得て給水を行っているが、暫定豊水水利権とは、水需要が増大し緊急に取水する必要がある場合で河川の流量が基準渇水流量等を超える場合に、ダム事業等の水資源開発施設の建設に参画していることを条件に、暫定的に許可される水利権であるため、ハッ場ダムから撤退すれば当然にその権利を失い水道用水の供給に支障をきたすことになるものである。

2 東毛工業用水道事業の現状について

本準備書面5頁で述べたように、ハッ場ダムを水源としている工業用水道事業は、群馬県企業局が経営している東毛工業用水道事業である。

被告ら準備書面（1）14・15頁で述べたように、東毛工業用水道事業は、地域産業が必要とする工業用水を低廉で安定的かつ計画的に供給するとともに、地盤沈下を防止し自然環境の保全を図るため、地方公営企業として、県企業局が事業主体となって運営している。

東毛工業用水道は、太田市など8市町（平成19年3月）に給水しようとする事業であり、昭和50年6月に通商産業大臣（現経済産業大臣）に工業用水道事業法3条第1項の規定による工業用水道事業届を提出し、太田市高林地内に給水能力1日最大12万8500立方メートルの浄水場を建設し、昭和53年10月1日から給水している。昭和60年に水利権量の一部について、夏水（かんがい期）を既得農業用水の合理化により確保し、冬水（非かんがい期）をハッ場ダムから確保するため、群馬県知事は、昭和60年11月にハッ場ダムの使用権設定を申請し（乙234号証）、その後、ハッ場ダムの建設に関する基本計画の作成についての建設大臣（現国土交通大臣）からの意見照会に対し、前述したように、県議会の議決を得て同意し、東毛工業用水道の水源としてハッ場ダムに1日最大3万200立方メートル（0.350立方メートル／秒）参画することとしたもの

である（乙11号証）。

このように、東毛工業用水道事業は、取水量1日最大13万8200立方メートル（1.600立方メートル／秒）のうちハッ場ダムに3万200立方メートル／日（0.350立方メートル／秒）を工業用水道事業の水源の一部として確保し、既に暫定豊水水利権1万8000立方メートル／日（0.208立方メートル／秒）を取得して利根川から取水し、（上記の水量は取水量であり、5・6頁で述べた給水量は企業局における取水から給水に至る損失水量を見込んだもの）、88社96工場に工業用水を供給している。

平成18年度末の契約水量は10万9630立方メートル／日であり、東毛工業用水道事業のハッ場ダムを除いた水源10万8000立方メートル／日（1.250立方メートル／秒）を既に上回っており、ハッ場ダムによる水源手当が必要不可欠となっている。

なお、暫定豊水水利権については前述したとおり、ハッ場ダムから撤退すれば当然にその権利を失い工業用水の供給に支障をきたすことになるものである。

3 ハッ場ダム建設事業への参画の必要性

原告らの主張は、群馬県全域の水道事業者等の有する全体保有水源から現在の水需要量を机上で差引計算して、水源に余裕があるから、ハッ場ダム等の水源開発は必要ないというものであるが、水は一方向、上流から下流にしか流れず、川筋が異なれば新たな取水施設と導水施設が必要となり、水の移送に多大なコストを要すること等から、水資源を地域を越えて移送して利用することはきわめて困難であり、個々の水源開発は、水道用水供給事業者を含めそれぞれの水道事業者が、それぞれの地域に対し給水の責任を負う立場を前提に、地域の特性、人口や経済動向、渇水時への対応、水質事故等非常時の対応のための水源分散化、取水・浄水・導水施設等の効率的な施設整備等の諸要素を総合的に判断し、長期的視野に立って決定しているものであり、そのため、県全体の水源量から水需要量を単純に差し引けば県全体の水源量が上回るのは当然のことである。

さらに、既に述べたとおり、ハッ場ダムを水源としている3つの事業は

それぞれ必要不可欠な水源としてハッ場ダムに依存しており、ハッ場ダムから撤退すれば用水供給に重大な支障をきたすことになるものである。

したがって、ハッ場ダムへの参画は必要不可欠のものであって、ハッ場ダムに参加して水源を確保する必要性は無いとの原告らの主張は失当である。